

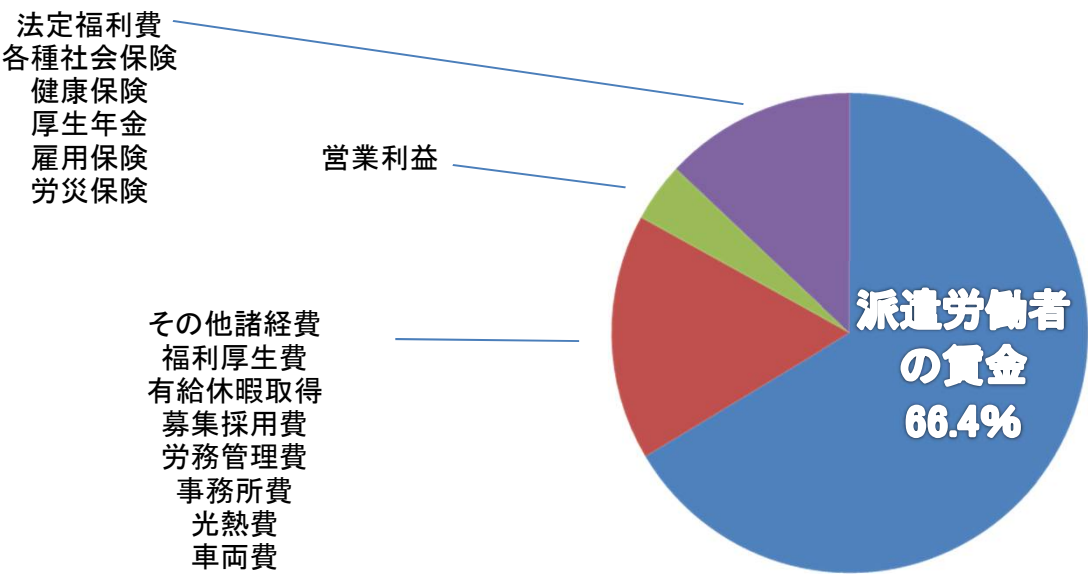
改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、ない事業年度終了後派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝
$$\frac{\text{派遣料の平均額}-\text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



会社は階層別訓練として派遣労働者に対し以下の教育訓練を行う。

入職時訓練	1年未満	1年から3年	3年～5年	5年以上
新入社員研修	ビジネススキル 向上等訓練	コミュニケーション研修	適性的職研修	マネジメント研修
OFF-JT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT

実施時間:8時間

マージン率には、営業利益以外に法定福利費、その他経費(福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費)なども含まれております。

派遣労働者数	28名
派遣先数	8社
派遣料金の平均額	16256/8時間
賃金の平均額	10794/8時間
マージン率	33.60%

当社の労働者派遣事業について

労働者派遣事業報告書を基に情報を公開いたします。

1.労働者派遣の実績及びマージン率

労働者派遣数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 1日8時間当たりの平均	②労働者派遣の賃金 1日9時間当たりの平均	マージン率 (①-②)÷①×100
28人	8	16256円	10794円	33.60%

※賃金には、給与・手当・賞与含みます。
※マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先(担当者名:猪狩 賢 TEL0246-88-1047)
- ②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の訓練を実施

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
ビジネススキル研修	入職時	OFF-JT	無償	有給
健康管理研修	入職時	OFF-JT	無償	有給
技能スキルアップ訓練	入職時・職種転換時	OFF-JT・OJT	無償	有給
技能メンテナンス	入職時・職種転換時	OJT	無償	有給

3.福利厚生に関する事項

- ◇各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
- ◇年次有給休暇
- ◇定期健康診断

4.労使協定締結の有無

- ◇労使協定を締結している
- ※労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - プリント基板ボードの外形加工業務
 - 自動車外装部品・カーナビ等のプラスチック部品製造業務
 - 木製製品の製造加工業務
 - フリーズドライ食品の製造業務
 - 業務用厨房機器部品の組立検査業務
 - 自動車外装部品の製造技術
 - 社会福祉施設における介護業務
 - 受付・案内業務
 - フレキシブルコンテナバッグの製造
- ※労使協定有効期間の終期(令和4年3月31日)
- 食品包装用ラップの製造
- フォークリフト運転作業

教育訓練実施要項(キャリア形成支援制度実施要項)

会社が社員の職業能力を向上させるために行う教育訓練については以下のとおり行うこととする。

(対象者)

1.原則、全ての派遣労働者を対象とする。

(訓練の内容)

2.a会社は入職時基礎訓練として、原則、全ての派遣労働者に対して以下の教育訓練を行う。

新入社員研修（実施主体：当社、実施：8時間、OFF-JT）

b.会社は階層別訓練として派遣労働者に対し以下の教育訓練を行う。

入職時訓練	1年未満	1年から3年	3年～5年	5年以上
新入社員研修	ビジネススキル 向上等訓練	コミュニケーション研修	適性的職研修	マネジメント研修
OFF-JT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT	OFF-JT OJT

実施時間：8時間

(費用の負担)

3.教育訓練にかかる費用は会社が負担する。

(給与支払い)

4.教育訓練時間は労働時間として取り扱い、相当する賃金を支払う。